

奈良県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年十月二十四日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第三十六号

奈良県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県営住宅条例施行規則（昭和三十九年四月奈良県規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第二十五条関係）

区分	使用料月額
紀寺 県営住宅	三、四〇〇円
六条 〃	二、三〇〇円
売間 〃	二、三〇〇円
北和 〃	二、二〇〇円
姫寺 〃	一、九〇〇円
平城 〃	二、七〇〇円
六条山 〃	二、四〇〇円
小泉 〃	二、六〇〇円
西小泉 〃	二、四〇〇円

稗田	〃	二、六〇〇円
東高田	〃	一、九〇〇円
天理	〃	二、二〇〇円
秋津	〃	一、三〇〇円
阿部	〃	二、三〇〇円
纏向	〃	一、四〇〇円
檀原	〃	二、五〇〇円
坊城	〃	二、六〇〇円
南和	〃	一、二〇〇円
吉野	〃	一、二〇〇円

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(この規則の施行の日以後の利用料金の額の定め)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後の利用料金の額の定めは、施行日前においても、この規則による改正後の奈良県営住宅条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)の規定による使用料の額を超えない範囲内において、行うことができる。

(経過措置)

3 施行日の前日において奈良県営住宅条例第四十八条の許可を受けている者に係る駐車場の使用料は、次の表の上欄に掲げる県営住宅については、同表の中欄に掲げる年度に限り、改正後の規則別表の規定にかかわらず、同表の下欄に掲げる額とする。

区分		年度		使用料月額	
紀 寺 県 営 住 宅	〃	平成二十七年	二、四〇〇円	六 条	〃
		平成二十八	二、六〇〇円		
		平成二十九	二、八〇〇円		
		平成三十	三、〇〇〇円		
		平成三十一年	三、二〇〇円		
平 城	〃	平成二十七年	二、三〇〇円	平 成	二 十 七 年 度
		平成二十八	二、四〇〇円		
		平成二十九	二、五〇〇円		
		平成三十	二、六〇〇円		
		平成二十七	二、一〇〇円		

阿部			天理			東高田		西小泉			小泉			
〃			〃			〃		〃			〃			
平成二十九年	平成二十八年	平成二十七年	平成二十九年	平成二十八年	平成二十七年	平成二十八年	平成二十七年	平成二十九年	平成二十八年	平成二十七年	平成三十一年	平成三十年	平成二十九年	平成二十八年
二、〇〇〇円	一、九〇〇円	一、八〇〇円	二、一〇〇円	二、〇〇〇円	一、九〇〇円	一、七〇〇円	一、七〇〇円	二、三〇〇円	二、二〇〇円	二、一〇〇円	二、五〇〇円	二、四〇〇円	二、三〇〇円	二、二〇〇円

坊城 〃					櫃原 〃		纏向 〃						
平成三十一年度	平成三十年度	平成二十九年 度	平成二十八 年度	平成二十七 年度	平成二十八 年度	平成二十七 年度	平成三十一年 度	平成三十年 度	平成二十九 年度	平成二十八 年度	平成二十七 年度	平成三十一年 度	平成三十年 度
一、四〇〇〇円	一、三〇〇〇円	一、二〇〇〇円	一、一〇〇〇円	一、〇〇〇〇円	一、四〇〇〇円	一、三〇〇〇円	一、二〇〇〇円	一、一〇〇〇円	一、〇〇〇〇円	九〇〇〇円	八〇〇〇円	一、二〇〇〇円	一、一〇〇〇円